

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地域における県税の課税免除に関する条例	S45.7	○製造業、情報通信技術利用事業、旅館業 ○国税に青色申告をする法人又は個人 ・工業生産設備等の取得価額 2,700 万円超で、特別償却の適用を受けられる設備を含む。 ※令和 3 年 3 月 31 日まで	過疎地域	課税免除 (3年間)	課税免除 (3年間)	課税免除
離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例	H6.3	○製造業、情報サービス業等、旅館業 ・工業生産設備等の取得価額 500 万円超 (製造業、旅館業の場合、資本金が 5,000 万円超1億円以下の法人は、1,000 万円超、資本金1億円超の法人は、2,000 万円超とする。) ※令和 3 年 3 月 31 日まで	離島振興対策実施地域	課税免除 (3年間)	課税免除 (3年間)	課税免除
原子力発電施設等立地地域における県税の特例に関する条例	H14.10	○製造業 ・工業生産設備等の取得価額 2,700 万円超 ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・新規雇用者 15 人超 ・工業生産設備等の取得価額 2,700 万円超 ※令和 3 年 3 月 31 日まで	原子力発電施設等立地地域	不均一課税 (3年間) 1年目:2分の1の税率 2年目:4分の3の税率 3年目:8分の7の税率	不均一課税 (3年間) 1年目:0.14% 2年目:0.35% 3年目:0.70%	不均一課税 0.40%
企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例	H19.12	○製造業 ・工業生産設備等の取得価額が1億円以上で家屋の新増設を伴うもの ・県内の新規雇用者3人以上	県内	課税免除 (3年間)	不均一課税 (3年間) 2分の1の税率	不均一課税 2分の1の税率
復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	H24.3	○製造業、IT 産業、農業 ・復興特区法第 37 条、第 39 条及び第 40 条の適用を受ける施設等の新増設を行った個人事業者又は法人 ※令和 3 年 3 月 31 日まで	沿岸 15 市町における復興産業集積区域	課税免除 (5年間)	課税免除 (5年間)	課税免除
			沿岸 15 市町以外の復興産業集積区域	不均一課税 (5年間) 4分の1の税率	不均一課税 (5年間) 4分の1の税率	不均一課税 4分の1の税率
地方活力向上地域における県税の特例に関する条例	H27.12	○「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定事業者 ・新規の常時雇用者5人(中小企業は2人)以上	地方活力向上地域	不均一課税 (3年間・移転型のみ) 1年目:2分の1の税率 2年目:4分の3の税率 3年目:8分の7の税率	—	不均一課税 0.4%(拡充型), 課税免除(移転型)

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	交付要件・交付基準		奨励金の算定額	交付限度額	
みやぎ企業立地奨励金	H20.4	○宮城県内に工場等※1を新設又は増設をする企業で次の要件をいずれも満たすこと ・投下固定資産額※2(土地を除く、建物及び償却資産等)が1億円以上のもの(本社整備の場合は、1千万円以上) ・工場等の新設・増設に伴う新規雇用者(雇用期間の定めのない者に限る)が3人以上(製造業の本	(1)工場等(製造業に係る工場又は研究所に限る)を新設する場合	①投下固定資産額が100億円以上、かつ、新規雇用者が300人以上のもの	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×10% (12%) ※3 津波補助金重点地域外 投下固定資産額×20% (22%) ※3	60億円 ※5
				②投下固定資産額が50億円以上、かつ、新規雇用者が100人以上のもの	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×10% (12%) ※3 津波補助金重点地域外 投下固定資産額×20% (22%) ※3	20億円
				③投下固定資産額が20億円以上、かつ、新規雇用者が50人以上のもの	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×7% (9%) ※3	10億円 ※5

		社整備の場合は5人以上、物流拠点施設の場合は新規雇用者数が10人以上のもの			津波補助金重点地域外 投下固定資産額×14% (16%) ※3		
				④投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が20人以上のもの	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×5% (7%) ※3 津波補助金重点地域外 投下固定資産額×10% (12%) ※3	5億円	
				⑤投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が3人以上のもの ※3	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×3% (5%) ※3 津波補助金重点地域外 投下固定資産額×6% (8%) ※3	3億円	
				(2)工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を増設する場合 ※6	①投下固定資産額が50億円以上、かつ、新規雇用者が100人以上のもの	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×5% (7%) ※3 津波補助金重点地域外 投下固定資産額×10% (12%) ※3	5億円
					②投下固定資産額が20億円以上、かつ、新規雇用者が50人以上のもの	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×3.5% (5.5%) ※3 津波補助金重点地域外 投下固定資産額×7% (9%) ※3	3億円
					③投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が20人以上のもの	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×2.5% (4.5%) ※3 津波補助金重点地域外 投下固定資産額×5% (7%) ※3	2億円
					④投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が3人以上のもの	※4 津波補助金重点地域 投下固定資産額×1.5% (3.5%) ※3 津波補助金重点地域外 投下固定資産額×3% (5%) ※3	1億円
				(3)道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業又は小売業（無店舗小売業に限る）に係る物流拠点施設を新設又は増設する場合	①投下固定資産額が20億円以上、かつ、新規雇用者が50人以上のもの	投下固定資産額×3%	3億円
					②投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が10人以上のもの	投下固定資産額×1.5%	1億円
				(4)製造業に係る本社（事務所、研究所及び研修所）を新設又は増設する場合 ※7	○投下固定資産額が0.1億円以上、かつ、新規雇用者が5人以上のもの	投下固定資産額×5%	1億円
情報通信関連 企業立地促進 奨励金	H13.4	(1) ソフトウェア業又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所の	(1) 交付要件 ①初期投下固定資産相当額が1,000万円超であること。（事務業務オフ	(1) 投下固定資産等に関する奨励金 (①、②の合計額) ①家屋・償却資産の固定資産税評価額 (土地を除く) ×1/10	1年目 (1) 投下固定資産等に対する奨励金(事務業務オフィスは除く)	情報通信関連 企業立地促進 奨励金	

	うち、開発拠点又は本社等に該当するもの (2) 事務業務オフィスに該当するもの (コールセンターを除く)	イは除く) ②新規雇用奨励金 ア. 開発拠点又は本社等は5人以上 イ. 事務業務オフィスは10人以上 (2) 交付内容 ①投下固定資産等に対する奨励金 ②新規雇用者に対する奨励金	②1年間の土地賃料、オフィス賃料及び設備機器賃料×1/3 (開発拠点の場合、本社機能の場合は1/10) (2) 新規雇用者に対する奨励金 ア. 開発拠点又は本社等5人以上を新規雇用した場合、1人につき30万円 (新規雇用者が県内教育機関新卒者である場合には、60万円) イ. 事務業務オフィス10人以上を新規雇用した場合、1人につき30万円 (雇用期間の定めのある労働者の場合は15万円)	・①及び②を合計して1,000万円 (開発拠点+本社機能の場合2,000万円) (2) 新規雇用者に対する奨励金 ア. 開発拠点又は本社等 ・1,000万円 2年目及び3年目 ・毎年1,000万円 イ. 事務業務オフィス ・500万円 2年目及び3年目 ・毎年500万円
--	--	---	---	--

※1 製造業に係る工場、研究所又は本社等、道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業又は小売業（無店舗小売業に限る。）に係る物流拠点施設

※2 「取得価格」ではなく「固定資産税の課税標準額」

※3 本社機能加算（2%加算）…地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた製造業に係る本社（事務所、研究所及び研修所）の整備を伴う場合

※4 津波補助金重点地域…気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、七ヶ浜町、多賀城市、仙台市、名取市、岩沼市、亶理町、山元町の指定された26区域
津波補助金重点地域外…上記の津波補助金重点地域を除く県内全域

※5 津波補助金重点地域の奨励金交付限度額については、区分①は40億円、区分③は7億円（令和3年3月31日まで）

※6 増設部分の延べ面積が3,000㎡以上の場合には新設として扱い、(1)が適用されます。

※7 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、かつ(1)及び(2)が適用とならない場合に限りです。

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	融資要件・融資基準	融資対象	利率・融資期間	融資限度額
工業立地促進 資金融資制度 ※1 ※2	S57.4	○(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の要件を満たす企業であること (1)工場等（製造業又はソフトウェア業の用に供する建物、試験研究施設、TBTに新設する事務所等）の新設・増設・移転 (2)情報通信関連事業所（コールセンター※3、データセンター※4）の新設・移転 (3)立地場所が、工場適地、農工団地、所在市町村の工業振興政策及び土地利用計画等に適合する地区であること (4)早期の建設及び建設後の円滑な操業等が見込まれるもの（用地取得後概ね5年以内の操業を前提としたもの）であること	○用地取得費	○利率 年利1.50%（固定） ○融資期間 15年以内（据置期間2年以内を含む） ○返済方法 原則として割賦返済	○5億円 （特に知事が必要と認める場合は、10億円） ○用地取得費の80%以内
企業立地資金 貸付制度 ※1 ※2	H2.12	○(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の要件を満たすこと (1)工場（製造業又はソフトウェアの開発に供される建物）・試験研究所等の新設・増設・移転 (2)情報通信関連事業所（コールセンター※3、データセンター※4）の新設・移転 (3)原則として中小企業 (4)発電用施設等の周辺地域※5からの新規雇用者3人以上	○工場等、情報通信関連事業所、構築物の建設に係る費用 ○機械、設備の取得に係る費用	○利率 年利1.50%（固定） ○融資期間 15年以内（据置期間2年以内を含む） ○返済方法 原則として割賦返済	○5億円 （特に知事が必要と認める場合は、10億円） ○融資対象事業費の80%以内

※1 取扱銀行等は、県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行、商工組合中央金庫

※2 融資・貸付の申込状況により、制度を御利用できない場合があります

※3 専用回線の設置、開設時オペレーター20席以上

※4 専用回線の設置、原則として資本等の系列関係のない顧客からの委託

※5 仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、大和町、加美町、色麻町、女川町